

豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金

申込手続きマニュアル

1. 補助金の申込み

補助金の申込みは、4月1日から4月30日まで（但し、令和5年度は、5月31日までとする。）に豊中市外国人市民への通訳付添いサポート補助金交付要綱（3ページ）に掲載している様式第1号に必要事項を記載し、添付書類とともに人権政策課へメールまたは郵便、持参でご提出ください。（メールの場合は、PDFファイルに変換したもの）

2. 補助金の交付決定

1. の申込書類を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、豊中市から補助金交付決定通知書を発行します。大切に保管してください。

3. 事業の記録

通訳派遣を行った用件や日時、対応言語、件数、謝礼の支出等は、必ず日報などを作成し、記録するようにしてください。（同一人への通訳支援の補助は、3件までとします。）また、通訳者に対する研修会も同様に記録をお願いします。

4. 実績報告

実績報告は、事業完了後20日以内に要綱（5ページ）に掲載している様式第3号に必要事項を記載し、添付書類とともに人権政策課へメールまたは郵便、持参でご提出ください。（メールの場合は、PDFファイルに変換したもの）

5. 補助金の請求

実績報告とともに、要綱に掲載している様式第4号に必要事項を記載し、人権政策課へメールまたは郵便、持参でご提出ください。（メールの場合は、PDFファイルに変換したもの）

6. 補助金の確定

実績報告書を確認後、補助金確定通知書を発行するとともに、指定の口座に補助金を振り込みます。

（お問合せ先）

豊中市 市民協働部 人権政策課 多文化共生係

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

TEL:06-6858-2654

Mail:jkokusai@city.toyonaka.osaka.jp